

戒告処分通知書

殿

代表

印

就業規則第 36 条 1 号に基づき、第 37 条 1 号に定める戒告に処する。

事由

就業規則第 3 章第 14 条の規定に違反したため

第 14 条 職員は相互に人格を尊重し合い、施設職員として使命と責任を深く自覚して、本施設の管理、曾長、その他の諸規程を守り、誠実かつ公正に職務を遂行して施設の秩序と品位を保持させるとともに、自己の陶冶につとめなければならない。

具体的な該当事由

令和 年 月 日 時 分
上司〇〇が「 」と指示したが従わなかった。

令和 年 月 日 時 分
「 」という行動

令和 年 月 日 時 分
上司〇〇に対し「 」と発言。